

環 保 第 1 5 6 9 号
平成30年11月26日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 ニティン・アプテ 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称) 国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

上記のことについて、環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、国東半島最北端の国東市国見町竹田津から鷲巣岳にかけての山地の尾根部に風力発電施設を設置する計画である。事業実施想定区域は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園に接して設定されており、東西の山麓には複数の住居が存在していることから、本事業の実施により、工事中及び供用時における騒音、振動並びに供用時における風車の影による生活環境への影響及び眺望景観への影響が非常に大きい。また、事業実施想定区域は、重要な種及び重要な群落等が確認されていることから、動物及び植物への影響や、鳥類等の移動経路の遮断及び衝突事故が懸念される。

なかでも、国東半島は、1300年の歴史を持つ六郷満山文化の地であり、本年5月には『鬼が仏になった里「くにさき」』として、「修正鬼会」や「ケベス祭り」などの舞台となる神社仏閣を中心とする地域（国東市及び豊後高田市）が日本遺産に認定された。また、昨年国の名勝に「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」（豊後高田市）が指定されただけでなく、本年10月、「中山仙境（夷谷）」（豊後高田市）及び「文殊耶馬」（国東市）が新たに名勝に指定されたところである。さらに、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として、平成25年に世界農業遺産にも認定されている。

このように、国東半島は、神仏習合の歴史と文化、そしてこれらを育んだ自然環境を活かした農業が今日まで受け継がれた地域となっている。また、国東市は、来年度の景観条例（仮称）の施行を目指し、市全域を景観計画区域とするだけでなく、両子山周辺の国立

公園及び県立自然公園一帯を景観形成重点地区に指定する予定であるため、当該地区に近接して大型の工作物が建設されることは、周囲の景観に多大な影響を及ぼすことは必ずである。

また、視距離から一般的な景観阻害要因となる範囲を超えてはいるものの、事業実施想定区域の近辺に位置する姫島は、平成 25 年 9 月に「おおいた姫島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されており、現在は重要文化的景観の保護対象地区としての認定を目指した活動を進めている。

これらの重要な地域特性は、既知の事実であり、その多くは容易に得ることのできる情報であるにも関わらず、本計画段階環境配慮書において、これらの観点についての検討が十分なされていない。現状では、国内に多数ある同程度の風況を有する候補地を差し置いて、当該地を選定した理由を見出すことはできない。

加えて、環境保全上の見地からではないが、資源エネルギー庁の示す「事業計画策定ガイドライン」では、事業の実施について自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められているところであるが、関係両市が前述の理由により本事業の実施に否定的な立場であることを鑑みると、事業が円滑かつ確実に実施されるとは見込まれず、適切な事業実施のために必要な措置も十分講じられたうえで事業計画が進められているとは言い難いと思料する。また、事業計画の策定段階において、十分な検討がなされていれば、当該地が適地ではないことは容易に予見できたと思われる。

以上から、本事業の実施による景観等への影響は重大であり、かつ、その影響を回避又は十分に低減できるものではないため、本計画は適当ではないと判断する。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動及び風車の影

風力発電機の設置予定範囲から住居までの距離について、国内の陸域では実績の少ない単機出力 4,500kW の比較的大型の風力発電機の設置を予定しているにも関わらず、住居から約 300m の地点を風力発電機の設置予定範囲としていること自体、検討が不十分であると言わざるを得ない。

また、貴社が計画している他事業での先行事例における方法書に係る知事意見において、「事業者は、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省、平成 23 年）を基に、風車の配置にあたって住居との離隔距離を 500m 以上と設定している。」とのことであるにも関わらず、本配慮書において同様の離隔距離を当初から設定しないことは、甚だ疑問である。

さらに、事業実施想定区域の東側の集落（国見町鬼籠）と西側の集落（国見町竹田津及び西方寺）までの距離は 1km 程しかなく、事業の実施により、風力発電機の配置に関係なく、広範囲に影響が及ぶことが容易に予見される。

(2) 動物・植物・生態系

ア 本事業の実施により、事業実施想定区域北側の海域と内陸部を往来する鳥類及びコウモリ類の風力発電設備への衝突事故及び移動経路への影響が懸念される。

イ 事業実施想定区域の東西に位置する集落は、狭隘な土地を利用した農業が行われているが、本事業の実施により、シカやイノシシ等の採餌場所が減少等するため、獣害が発生することが懸念される。

(3) 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

国東半島は、その中央に位置する両子山を中心とした両子火山群から形成されており、岩峰と谷が放射状に広がった地形となっている。そのため、本事業が当該地域の景観の骨格に影響を与えることは明白である。

また、風力発電機の設置予定範囲は、その東西に位置する集落から容易に視認することができる位置となるため、身近な眺望景観への影響が重大である。

さらに、配慮書に記載の眺望点だけでなく、風力発電機の設置予定範囲は、千燈寺など日本遺産の構成文化財の近傍であり、「国東半島峯道ロングトレイル」のコース上から視認される位置にあるため、これら眺望点からの眺望景観への影響も大きい。

(4) 文化財

風力発電機の設置予定範囲内には、県指定史跡である「竹田津元宮遺跡 付鬼籠列石」、事業実施想定区域内には、埋蔵文化財包蔵地である「鬼籠列石」等が存在するにも関わらず、これらへの影響について一切言及されていない。

(5) その他

事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の一部は保安林が存在するだけでなく、その周辺には土砂災害警戒区域等も存在することから、事業の実施に伴い、土石流等の災害が発生するおそれがある。